

# 長野県立武道館の運営における新型コロナウイルス感染症対応方針

令和3年12月20日  
長野県立武道館施設管理者

当施設では、県が推進する「信州の安心なお店認証制度」に定められたチェックリストに則り、新型コロナウイルス感染症対策に関する取組みを講じております。

また、大会やイベントの主催者様に対し、事前に新型コロナウイルス感染防止対策の実施内容について確認させていただき、施設を利用される皆様においても、受付時の検温・体調チェック、上記感染防止対策のほか、スポーツ庁や各競技団体が示す感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底したうえでのご利用をお願いいたします。

## 各種大会、イベント等の開催基準について

1. 「人と人との距離の確保」、「マスクの正しい着用」、「こまめな手洗い」、「十分な換気」、「多くの人の手が触れる箇所の定期的な消毒」、「検温および行事開催中や前後における選手、観客、関係者等に係る健康状態の聞き取り」、「参加者・観客の行動管理」等、基本的な感染防止策および業種別ガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、必要な人数上限や収容率の目安に沿った形での開催としてください。
2. 参加人数が 5,000 人超 かつ収容率 50%超(長野県立武道館の場合:1,500 人超)の大会・イベント開催を計画されている主催者におかれましては、「感染防止安全計画」を事前に策定し、開催 2 週間前までを目処に、長野県に提出していただきますようお願いいたします。  
この場合、[大声なし]※ の担保を前提とするならば、収容率の上限は100%まで可能。

※[大声あり] の定義 = 通常よりも大きな声量で、反復・継続的に歓声、声援等を発することを推奨するまたは、必要な対策を十分に施さないイベントを指します

安全計画の提出先：【長野県新型コロナウイルス感染症対策室】

メールアドレス：corona-taisaku@pref.nagano.lg.jp

FAX：026-233-4332

〒380-8570（専用郵便番号のため住所記載不要）

長野県危機管理部消防課新型コロナウイルス感染症対策室

イベント開催事前相談担当者 宛

3. 上記の対象でないイベントについては、「イベント開催時のチェックリスト」を作成の上、主催者ウェブサイト等で公表するとともに、イベント終了日から 1 年間保管していただきますようお願いいたします。（この場合、チェックリストの県への提出は原則不要です。）

2.の「感染防止安全計画」、3.の「イベント開催時のチェックリスト」のダウンロードおよび詳細について下記をご参照ください。

長野県新型コロナウイルス感染症 総合サイト↓

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-event.html>

4. これまでお願いしておりました「全国的な人の移動を伴うイベントまたは収容人数が 1,000 人を超えるイベントに係る長野県への事前相談については、11 月 24 日をもって終了となりました。
5. 大会、イベントを開催する際は、下記ガイドラインならびに、長野県ホームページの記載事項を今一度ご確認くださいませようおねがいたします。

<スポーツ庁社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(令和3年11月16日改訂)>  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt\\_sseisaku01-000007106\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf)

<長野県 HP 新型コロナウイルス感染症対策 総合サイト>  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona.html>

<長野県 HP イベント開催等における必要な感染防止対策>  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/documents/031125kansenbousisaku.pdf>

## 利用者のみなさま(大会行事主催者、参加者も含む)に求める感染拡大防止のための事項

下記事項の実施について、事前に施設管理者から主催者へ確認させていただきます。

- ① 個人利用者には下記項目について記載した利用受付票の記入をお願いいたします
- ② 団体利用者には参加者全員に対し下記項目について確認したものを、取りまとめて保管していただき、参加者の中から陽性者が発生した場合は、情報の提供をお願いすることがございます。
  - 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)
  - 利用当日の体温 (37.5 度以上の場合は利用を見合わせる)
  - 利用前2週間から当日までにおける以下事項に当てはまる方は利用を控える
    - 平熱を超える発熱がある
    - 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状がある
    - だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)がある
    - 嗅覚や味覚の異常がある
    - 体が重く感じる、疲れやすく感じる
    - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある
    - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
    - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある
- ③ 特に団体での利用において、以下、「感染リスクが高まる場面」における行動の制限、または感染リスクを低減するための対策を講じてください

<感染リスクが高まる場面>

- 大人数(例えば5人以上)や長時間におよぶ飲食
- 近距離でマスクなしでの会話、ミーティング
- 長時間にわたり閉鎖空間が共有される場面
- 居場所の切り替わり(競技場から休憩場所や控室、更衣室、喫煙所などへ移動した際は環境の変化や気の緩みなどから感染リスクが高まることもある)

- ④ 参加者、観客、関係者のマスク着用の徹底  
大会・イベント主催者が会場内を巡視し、持参していない方に対してマスクの配布・販売を行うこと
- ⑤ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施徹底
  - 多数の物が手を触れる箇所や共用部分を使用した後の手洗いの呼びかけ強化
  - 各所へのアルコール消毒液の設置数増加
  - 備品等を使用した都度の消毒作業
- ⑥ 他の利用者との距離を確保する(1mから2m) (障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
- ⑦ 各部屋のこまめな換気に配慮すること  
空調設備、換気装置を活用した換気、定期的な窓の開放による換気、サーキュレーターの設定など
- ⑧ 大会・イベントの前後や休憩時間等に選手・関係者と観客が接触しないよう動線を制限する  
また、入退場時の密集回避のため、時間差による入退場等を行う
- ⑨ 昼食などの際は場所を制限し、少人数ごと対面を避け、食べる時のみマスクを外し、会話の時はマスクを着用するよう徹底する
- ⑩ 大きな声で会話、応援等をしないこと  
大声を発する者に対して、個別に注意を行う体制を整備する
- ⑪ 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- ⑫ 各武道、競技団体、業種団体が示す指導基準、衛生基準、ガイドライン等に沿った活動とすること
- ⑬ 参加者に対し、接触確認アプリ(『COCOA』等)のインストールを呼びかけること

## 施設利用者のひとりひとりが運動・スポーツを行なう際の留意点

1. 運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から周囲の人との十分な距離(2mが適当)を確保すること(介助者や誘導者の必要な場合を除く)
2. たとえ軽度であっても風邪の症状がある場合、体調がすぐれない場合は、無理をせず施設に入場しないよう呼びかける
3. こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
4. 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層の距離を空けること。走る・歩く運動においては、前後一直線に並ぶのではなく、並走あるいは斜め後方に位置取るなど前の人の呼気の影響を避けるよう工夫する
5. 用具、タオル、飲料の容器、食事の際の食器等の共用はしないこと
6. 指定場所以外での飲食は行わず、周囲の人となるべく距離を取って、対面を避け、会話はひかえめにする
7. 運動・スポーツ中のマスク着用は利用者本人、または大会・イベントの主催者の判断によるものとする(運動強度が高いとされる運動・スポーツについては、マスクを着用することにより、十分な呼吸ができずに人体に悪影響を及ぼす可能性があるため) ただし、受付時や着替え時、ミーティング等のスポーツを行っていない際や、特に会話をする際には必ずマスクを着用すること
8. ゴミは各自で持ち帰る
9. その他感染防止のために施設管理者が定めた措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
10. 施設の利用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者へ速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

## 武道館施設管理者が行う感染防止対策

1. 施設職員の感染リスク軽減措置
  - 出勤前の検温及び体調確認チェック表による体調確認の実施し、万一異常(37.5度以上の発熱等)が見られる場合には、出勤を停止します
  - こまめな手洗い、手指の消毒を行います
  - マスクを常時着用いたします
  - 受付窓口へ飛沫防御シートを設置いたします
  - 会計時の金銭等の直接手渡しを控えさせていただきます
  - 職員の家族等、近親者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は、出勤を停止し、速やかに関係機関への連絡を行うとともに、他の職員との接触について正確な実態把握を行います

## 2. 施設内の感染リスク軽減措置

- 手指消毒用アルコールを設置しております
- 不特定多数が触れる箇所、器具等の除菌作業および巡回清掃の強化します
- トイレのハンドドライヤーは使用を停止します
- 窓開放および空調機運転、換気設備による換気の徹底を図ります
- お客様同士の密集・密接を避けるため、利用人数の制限を行わせていただくことがあります
- お客様同士の距離を確保するため更衣室ロッカーの間引きを行っております

## ⑤ 施設から感染者(陽性判明)が発生した場合の対応

1. 直ちに自治体、保健所へ報告を行ない、指示に従い対応するとともに、速やかに周知を図ります
2. 濃厚接触したと考えられる範囲や人数等の確認のための情報収集を行います

以上